主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人榊純義の上告趣意は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて (所論原戸籍の作成行為は、被告人および相被告人Aに行使の目的がなく、罪とな らないものであるから、それが罪となることを前提とする論旨は、前提を欠き理由 のないものであることは原判決判示のとおりである。)、刑訴法四〇五条の上告理 由に当らない。

弁護人樫尾昭一郎の上告趣意のうち判例違反をいう点は、引用の判例はいずれも 事案を異にし、本件に適切でなく、その余の論旨は事実誤認、単なる法令違反、量 刑不当の主張であつて、同四〇五条の上告理由に当らない。

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、同四〇五条の上 告理由に当らない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年四月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	岩	Ħ		誠